

事故米穀影響事業者経営支援交付金 交付申請の手引き

平成 2 1 年 3 月

農林水産省

目 次

1	申請に必要な書類	1
2	申請書類の書き方等について	2
3	申請書類の提出方法について	3
4	交付金の交付について	4
5	申請書類の宛先	5
6	経営支援対策の公表の考え方	6
7	地方農政局《相談窓口》	7

<1. 申請に必要な書類>

事業者の皆様が、交付金の交付申請をする場合には、

- ①交付金交付申請書（別記様式第9号）
- ②承諾書兼委任状（別記様式第10号）
- ③確認結果通知書（又は仮確認結果通知書）の写し

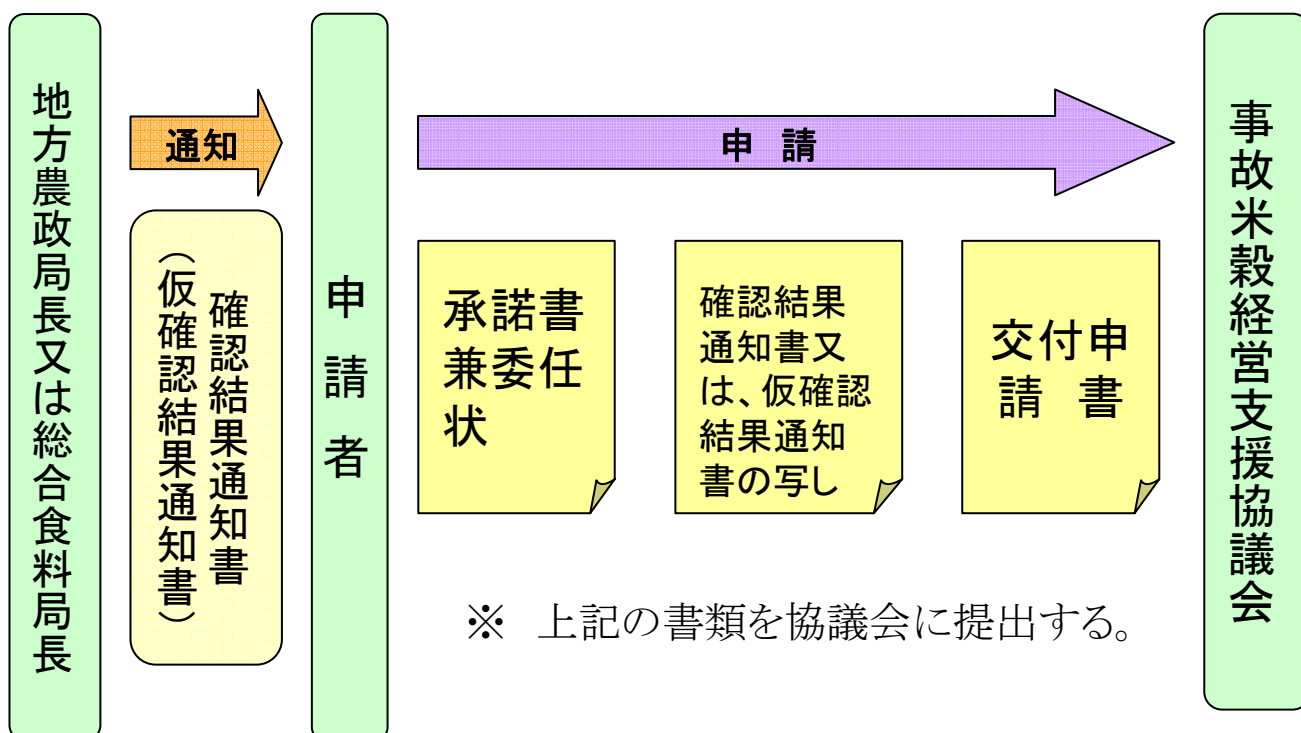
が必要となります。

※ このうち、③の確認結果通知書（又は仮確認結果通知書）は、

- ・ 地方委員会で確認されたものは別記様式第3号
- ・ 中央委員会で確認されたものは別記様式第5号
- ・ 不服申立に係る確認結果通知書は別記様式第7号

のいずれかが事業者の方に届いていますので、該当するものをコピーして提出願います。

交付申請の流れ



※ 上記の書類を協議会に提出する。

<2. 申請書類の書き方等について>

① 交付金交付申請書

別記様式第9号(第11の1関係)

平成〇〇年度事故米穀影響事業者経営支援交付金交付申請書〔兼実績報告書〕

提出する年月日を記入します。

年 月 日

事故米穀経営支援協議会会長 殿

〔 〕書きは、1回目の申請のみで今後申請をしない場合、又は、これまで何回か申請があり、今回が最終の申請となる場合に記入します。

仮確認結果通知書又は、確認結果通知書の右上に記載された年月日を記入します。

所在地
事業者名
代表者名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付で、確認結果の通知があったので、事故米穀影響事業者緊急経営支援事業実施要領第11の規定により、交付申請書を提出する。

〔併せて精算額として交付金〇〇〇〇〇〇円の交付を請求する。〕

※最終の交付申請については〔 〕書を追加すること

〔 〕書きは、1回目の申請のみで今後申請をしない場合、又は、これまで何回か申請があり、今回が最終の申請となる場合には、下欄の「第1総括表中の今回申請額の計」の金額を記入します。

仮確認結果通知書の仮確認額又は確認結果通知書の確認額の金額を転記します。記入する際には、数字を間違えないように注意して下さい。

記

第1 総括表

区 分	既決定額(円)	今回申請額(円)	合計
I 事故米穀対象製品廃棄等経費助成事業費 (A)			
II 事故米穀影響事業者売上総利益減少助成事業費(B)			
III 事故米穀影響事業者経営支援利子助成事業費 (C)			
計			

希望される振込先の金融機関を記入して下さい。

既に何回か申請されている方は、既に交付決定された額の合計額を記入して下さい。

ゆうちょ銀行へ振込みを希望される方は、通帳の最初のページの「銀行使用欄」に記載されている「店番」を記入して下さい。(※記号ではありません)

第2 受領の方法

金融機関名	〇〇〇〇	銀行 金庫・組合			
支店名等	〇〇〇〇	本店・支店 本所・支所	店番(ゆうちょ銀行の場合のみ)	〇〇〇	
預金種別	普通	当座			
口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇				
(フリガナ) 口座名義			郵便番号		電話番号

〔備考〕 ※次の①～③のいずれかの通知書の写しを添付すること

- ①別記様式第3号による確認結果通知書
- ②別記様式第5号による確認結果通知書
- ③別記様式第7号による不服申立に係る確認結果通知書

この交付申請書を提出する際には、地方農政局長等から通知のあった仮確認結果通知書又は、確認結果通知書をコピーして、一緒に提出して下さい。

②承諾書兼委任状

別記様式第10号(第11の1関係)

提出する年月日
を記入します。

承諾書兼委任状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

事故米穀経営支援協議会会長 殿

(注) 協議会が不正事業者に対して損害賠償請求権を引き継ぐ旨を通知する際に、この委任状を使用する関係上、内容証明郵便の様式(1行につき26字以内)となりますので、所在地等が26字を超えると次行に記入願います。

記載例:

〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇
(株)〇〇〇〇会社
代表取締役 〇〇 〇〇

所在地

事業者名

代表者名

印

所在地、事業者名、代表者名の文頭の位置をそろえて記入願います。

事故米穀影響事業者緊急経営支援事業実施要領第3の1の(3)に掲げる要件について、下記の内容について承諾します。

また、協議会から交付金の支払いがあったことを協議会が私に代わって不正事業者(食用とすることができない事故米穀を食用であると偽って販売等を行った者など民法に基づく損害賠償義務を負う者をいい、当該者が法人である場合には当該法人の役員を含む。)に通知する権限を授与します。

記

- 1 本事業による交付金を受けることにより、協議会が、当該交付金相当額に係る損害賠償請求権を引き継ぐこと
- 2 1により協議会が引き継いだ損害賠償請求権について、国が譲渡を受け、不正事業者に対して請求すること

次ページ

内容証明郵便の書式により、1枚に20行以内と定められておりますので、それ以上の場合は次ページとしてください。

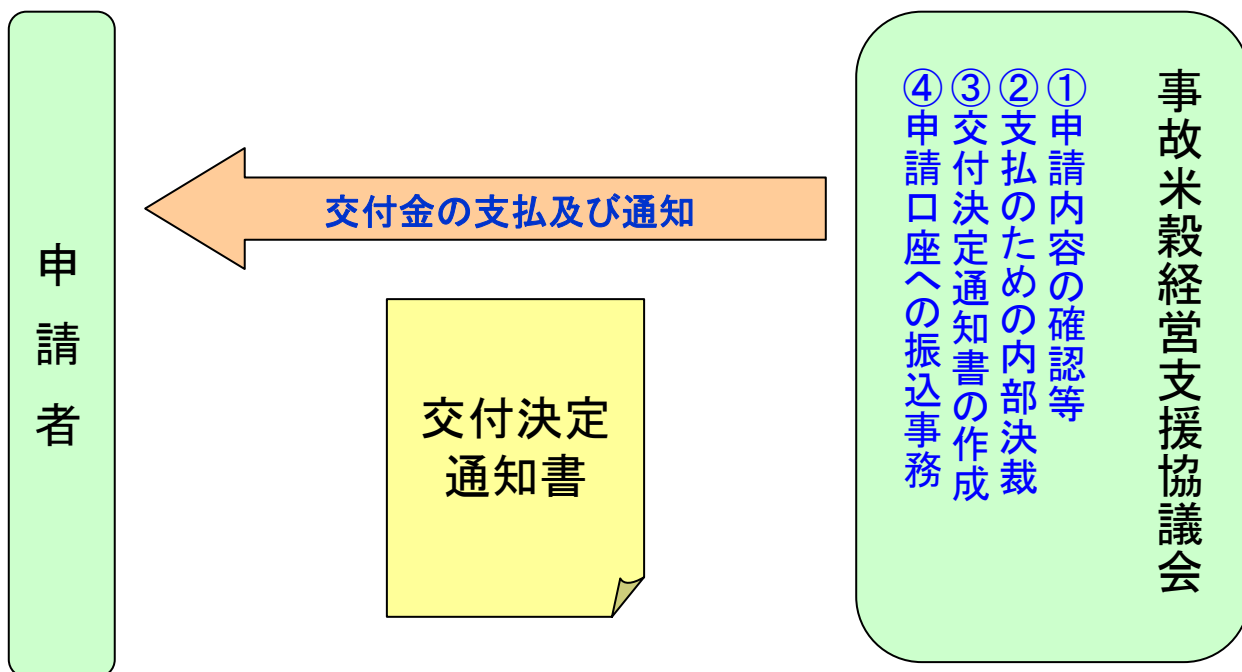
<3. 申請書類の提出方法について>

- ①交付申請の受付は、平成21年3月5日から開始します。
- ②事業者の皆様が交付申請を行うためには、地方農政局等に設置されている「事故米穀影響事業者緊急経営支援のための第三者地方委員会又は第三者中央委員会」による申請内容の確認結果通知を受けていることが必要となります。なお、第三者地方準備委員会又は、第三者中央準備委員会から仮確認結果通知書を受けている事業者の方は、改めて確認を受けていただく必要はありません。
- ③事業者の皆様には、前項の記入例を参考に、交付申請書等に必要事項をご記入いただくとともに、地方農政局長（又は総合食料局長）より送付された確認結果通知書（又は仮確認結果通知書）の写しを添えて、「[事故米穀経営支援協議会](#)」に提出して下さい。
- ④交付申請書を提出される場合には、協議会へ郵送いただくか、又は直接お持ちいただいても構いません。
- ⑤なお、郵送により提出される場合には、申請書が確実に協議会に郵送されたことを証する点から、配達記録や簡易書留扱いとされることをお勧めいたします。
- ⑥交付申請書の記入方法や添付書類についてご不明の点がありましたら、ご遠慮なくお近くの農政事務所又は地方農政局にご連絡下さい。

<4. 交付金の交付>

- ①事故米穀経営支援協議会において、事業者の皆様から提出された交付申請書等を確認のうえ、不備等がないことが明らかとなった場合は、交付申請書にご記入いただいた金融機関の口座に、協議会から交付金が振り込まれます。
- ②また、併せて協議会から事業者の皆様へ「**交付決定通知書**」が送付されます。
- ③振り込まれた交付金が、申請した金額と異なっている場合は、速やかに事故米穀経営支援協議会にお知らせ願います。

交付金の支払の流れ



※ 支払いは、協議会が事業者から申請書を受領した後、支払手続きを経て、概ね1週間程度で指定された口座に入金される予定です。

<5. 申請書類の宛先>

〒107-0052

東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル地下1階
事故米穀経営支援協議会(担当 河原井) 宛

TEL 03-6459-1335 (3月10日から)

※ 3月9日までは、03-3224-2391

<6. 経営支援対策の公表の考え方>

- ・ 交付金支払先である事業者名は公表します。
なお、公表時期は来年22年4月頃とします。
- ・ 事業者ごとの交付金額は公表しません。

地方農政局 《相談窓口》

東北農政局 消費流通課

担当者：佐竹 信二、佐藤 幸博 電話番号022-236-6661
FAX番号022-238-7448

関東農政局 消費流通課

担当者：嶋宮 修 電話番号048-740-0100
FAX番号048-601-0549

北陸農政局 消費流通課

担当者：西川 雅春、庭崎 富博 電話番号076-241-3151
FAX番号076-244-2466

東海農政局 消費流通課

担当者：市川 保則 電話番号052-763-4492
FAX番号052-753-0841

近畿農政局 消費流通課

担当者：野村 享司、八上 博司 電話番号075-414-9741
FAX番号075-414-1384

中国四国農政局 消費流通課

担当者：黒瀬 敏正、三島 一臣 電話番号086-223-3131
FAX番号086-232-4609

九州農政局 経営支援チーム

担当者：荻島 雅洋、藤井 孝弘 電話番号096-378-3171
FAX番号096-379-3974